

包括的同意について

当組合においては、以下の事項についてはいずれも第三者提供に該当するため、本人の同意が必要となります。

なお、加入者本人にとって利益となるもの、または事業者側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも本人にとって合理的であるとはいえないものについては、厚生労働省のガイドラインによって默示による包括的な同意でよいこととなっています。

したがって、当組合では、以下の事項について、默示による包括的な同意とさせていただきますので、同意をいただけない場合は、当組合に申し出いただき、特段の申し出がない場合は、同意をいただいたものとして取り扱うことになります。

1. 「医療費のお知らせ」を世帯まとめて、被保険者あてに送付すること

※1. 「医療費のお知らせ」につきましては、加入者本人だけでなく、家族の方の同意も要する事項となりますので、家族の方で同意されない方につきましても、当組合までご連絡下さい。

第三者提供に関して次の 4 項目については例外として本人の同意を得る必要はないとされています。

- ① 法令に基づく場合。
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意が得ることが困難であるとき。
- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成のために特に必要がある場合であって、本人の同意が得ることが困難であるとき。
- ④ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意が得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。